

近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画

近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画第4章4-4(2)に定めるブロック塀等の安全対策に関する事業の重点的な取組の対象となる路線は、近江八幡市内にある住宅や事業所等から地域防災計画に定める避難所及び一時避難場所（以下「避難所等」）へ通じる道路、通学路、近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画に定める第1次～第3次緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」）とし、これらを「避難路」と位置付けます。

（平成31年（2019年）4月1日追加）